

み ほ

NO. 101



議会だより

発行／美浦村議会
編集／議会広報公聴委員会
発行責任者／議会議長
茨城県稲敷郡美浦村受領1515
電話／029-885-0340
平成25年5月1日



議会情報化推進に向けて（タブレット端末研修会）

目次

一般会議（むらづくり懇談会）	P 2
平成25年第1回定例会	P 4
一般質問	P 8
視察報告	P 15
視察受け入れ・タブレット端末研修会	P 17
議員活動	P 18

美浦村商工会と むらづくり懇談会で意見交換！！



本村議会で初めての試みとして一般会議を開催

本村議会初の一般会議を開催！

私たち村議会議員は、議会改革のメインテーマでもある「住民参加による開かれた議会」を実現するための第一歩として、美浦村商工会と「むらづくり」について意見交換を行いました。

一般会議とは

私たち村議会議員と村内で活動している各種団体の皆さんなどが、村政に関する事、議会活動への意見・要望及び提言などについて、幅広く、自由に意見交換を行う場です。

- ② もし物産館建設がされるとしたらどのような協力ができるか
- ③ 後継者不足問題について
- ④ その他

一般会議では、活発な意見交換が行われました。

● 主な意見・要望

- ① まちおこしのブランド化の推進やPRについて
- ・ 美浦に住んでいて、「美浦はいいとこだ」とPRできるような、良いものを作ってほしい。
- ・ 美浦で有名な食べ物（例えばB級グルメ）を考え推進し、ブランド化していく。

日時 平成25年2月6日(水)

午後2時～午後4時
45分

場所 美浦村役場3階大会議室

出席者 美浦村商工会20人
村議会議員13人

協議内容

- ① まちおこしのブランド化の推進やPRについて

- ・ 観光的な開発ができたらしい。(葉師如来像、霞ヶ浦魚釣りなど安中地区をメインに)。
- ・ 農・商・工、行政(県・村)が連携されなければ、事業にしてもPRにしても、うまくいかない。
- ②もし物産館建設がされるとしたらどのような協力ができるか
- ・ 物産館進捗状況が見えない中、協力と言われても、架空の話に、「協力してくれ」では、対応ができない。
- ・ 地産地消のためには、生産者側の安定した供給量が必要になる。商工会のみで生産量などを確保するのは、非常に難しい。
- ・ 行政で建設し、運営を法人化していったほうが良い。物産館建設については、商工会は、反対ではない。
- ・ 建物の設備にこだわらず、村の全部の人が利用して、生産者、消費者、行政の人、いろいろな人がうまく利用することが、第一前提。
- ・ みんなで協力して、物産館を建設すれば、その中で、地産地消などの諸課題を解決できるはず。商工会は協力します。
- ③後継者不足問題について
- ・ 若い人が住む場所の提供として村営住宅の建設を。
- ・ 出合いの場の形式検討を。パーティー形式だけではなく、体験形式でもいいのでは(料理教室、もちつき、ゴルフなど)。
- ④その他
- ・ マスタープランの実現、人口増の実現をできるよう願う。

● 議会からの総意(まとめ)
議会としては、今後、地域の特色や立地条件、歴史的背景を生かし、関係団体の協力、組織化など独自性のある、むらづくり施策の計画・実施を執行機関に強く要望します。



議会地方自治研究会で意見を集約

● 一般会議の提言・要望書
を中島村長に提出

この一般会議では、様々な意見が出されました。意見・要望を集約し、3月18日に「むらづくりに関する提言・要望」を中島村長に提出しました。

これからも本村議会は、村内の団体と随時、一般会議を開催していきたいと考えています。一般会議の開催を希望される場合は、日程の調整や会場の都合などがありますので、事前に議会事務局までご連絡ください。

一般会議を通じ、村民の皆さんの声をお聴きし、その声を村政に反映させていきたいと考えています。



中島村長に提言・要望書を提出

平成 25 年第 1 回定例会

平成 25 年第 1 回定例会は、3 月 6 日から 18 日までの 13 日間の会期で行われました。

今定例会では、村長から専決処分の承認や村道路線認定、指定管理者の指定、条例制定・改正、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度予算の 34 議案が提出され、審議の結果、すべての議案が原案のとおり承認・可決されました。

一般質問は、8 日に行われ、7 人の議員が登壇し、村政全般にわたり質問がなされました。

平成 25 年度予算

予算総額 105 億 1,508 万円を可決

(前年度比 1.6%増)

平成 25 年度予算（案）を審査するため、「予算審査特別委員会」を設置しました。3 月 12・13 日の 2 日間、一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の 7 会計の審議を行いました。

審議の結果、7 会計すべてが可決されました。

◆ 会 計 別 予 算 ◆

区 分	平成 25 年度予算額	平成 24 年度予算額	増減率
一 般 会 計	54億8,200万円	53億2,400万円	3.0%
特 別 会 計	43億9,308万円	43億5,460万円	0.9%
国民健康保険	20億6,400万円	20億3,100万円	1.6%
農業集落排水事業	1億7,470万円	2億2,910万円	△23.7%
公共下水道事業	11億3,150万円	11億3,490万円	△0.3%
介護保険	9億1,418万円	8億5,930万円	6.4%
後期高齢者医療	1億870万円	1億30万円	8.4%
企 業 会 計	6億4,000万円	6億6,690万円	△4.0%
水 道 事 業	6億4,000万円	6億6,690万円	△4.0%
合 計	105億1,508万円	103億4,550万円	1.6%

平成 25 年度重点事業

(単位：千円)

区分	事項別	事業名	事業の内容	事業費	
社会資本整備する事業	道路新設改良事業	村道整備事業	道路改良工事(信太)	新規 2 路線	59,000
			道路改良工事(土屋、布佐)	継続 3 路線	79,600
		歩道整備事業	歩道整備工事 (土屋、土屋～興津)	新規 2 路線	66,200
		排水整備事業	排水整備工事 (信太)	継続 1 路線	8,300
	下水道事業	公共下水道事業	管渠布設工事ほか		410,698
生活を応援する事業	子育て支援対策事業	児童手当	児童の健全な育成及び資質の向上に資すること		289,610
		子育て広場事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行う		5,235
		ファミリーサポート事業	子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を設置し、預かり等を行う		3,695
	医療給付事業	妊産婦医療費助成	少子化対策、子育て支援策の一環として、県の医療福祉制度の所得制限により、非該当となった妊産婦に対し、県制度と同額の医療費の補助を行う (村単独事業)		1,200
		こども医療費助成	中学 3 年生までの子どもの医療費の全額を助成することにより、医療機関の適切な受診を促進し、健康の保持を図る (村単独事業)		21,480
	保健予防推進事業	予防接種事業	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図る (村単独事業)		23,407
			母子保健事業	母親並びに乳幼児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じる (妊産婦の健康管理事業、子育て支援、子どもの健康管理事業、不妊治療費助成事業)	
		健康診断事業	村民の生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び早期治療を図るため、各種健康診査を行うことにより、健康増進に寄与すること (総合健診・婦人科検診・骨粗鬆症検診)		27,964
			子宮頸がん等予防ワクチン接種事業	ヒブ (インフルエンザ菌 b 型) ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種、子宮頸がん (HPV: ヒトパピローマウイルス) ワクチン接種 (村単独事業)	
	交通弱者対策事業 (デマンド交通)	交通弱者対策事業 (デマンド交通)	公共交通の廃止や減少に伴い、自家用車を運転しない高齢者等の外出の利便性を確保し、地域での生活を容易にするため、デマンド型乗合タクシー (やまゆりタクシー) を運行する (村単独事業)		12,664
産業振興事業	農林水産業振興事業	産地づくり助成事業	本村農業の本来あるべき姿の実現に向けて、生産者の所得の安定と米価の確保を維持する (村単独事業)		53,500
安全・安心のための事業	交通安全施設整備事業	防犯灯、ガードレール、標識等の整備・修繕	交通事故防止のため、道路標識、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備する (村単独事業)		3,509
		LED 街路灯整備事業	村内の街路灯を LED 化することにより、節電を行うとともに、維持管理コストの節減を図る (村単独事業)		52,920
	災害対策事業	災害対策事業	災害時に使用する物品の整備・維持管理経費 (災害に強い情報連携システムの運用保守委託等) (村単独事業)		10,741
	農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業	農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業	地域住民のスポーツ活動の場である、施設の耐震診断結果に基づき、耐震改修を行う (耐震補強工事等実施設計)		5,240
教育振興事業	TT 配置事業	TT 配置事業	小学校または、中学校に※ティーム・ティーチング (TT) のための非常勤講師を配置し、きめ細やかな指導の実践により学校教育の充実を図る (村単独事業)		14,500
	ICT 運営事業 (小・中学校)	ICT 運営事業 (小・中学校)	村内各小・中学校の ICT 環境の整備を推進する (村単独事業)		26,136
	小学校空調設備整備事業 (木原・大谷小学校)	小学校空調設備整備事業 (木原・大谷小学校)	木原・大谷小学校の普通教室等への空調設備を設置するための工事		167,287
地域活性化	定住促進事業	定住促進事業	村内に定住を目的として住宅取得をし、固定資産税が賦課された者に対して、定住促進奨励金を交付することにより、村外からの移住による人口の増加及び村民の定住促進を図る		2,400

※ティーム・ティーチング (TT) とは
複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式

補正予算

補正予算を可決

今回の補正予算は、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、主に事業費が確定したもの、及び見込みがたったものの調整、緊急性を要する事業の補正を行いました。

平成24年度補正予算

会計名		補正額		予算総額
一般会計		3億3,802万5千円		63億579万2千円
特別会計	国民健康保険	△4,064万円		20億6,394万4千円
	農業集落排水事業	200万5千円		2億3,156万1千円
	公共下水道事業	△7,932万3千円		10億7,198万4千円
	介護保険	△2,322万円		9億2,139万3千円
	後期高齢者医療	860万円		1億890万円
企業会計	水道事業 (収益的)	収入	△2,499万4千円	5億7,419万8千円
		支出	△2,499万4千円	5億7,435万8千円

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に 坂本一夫議員が再任

茨城県後期高齢者医療広域連合の議会議員として、構成する全市町村議会から各1人議員を選挙するもので、本村議会からは指名推選による選挙の結果、坂本一夫議員が再任されました。

その他の議案と審議内容

区分	議案	議案内容
条例制定	美浦村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	厚生労働省令で定めることとされていた、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を条例で定める
	美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	厚生労働省令で定めることとされていた、指定地域密着型サービス事業の設備基準や運営基準等を条例で定める
	美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	条例において指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める
	美浦村新型インフルエンザ等対策本部条例	新型インフルエンザ緊急事態における、市町村対策本部の設置に関し、必要な事項を定める

(7) 議会だより

区分	議 案	議 案 内 容
条 例 制 定	美浦村村道の構造の技術的基準を定める条例	美浦村が管理する村道の構造の技術的基準を定める
	美浦村村道に設ける道路標識の寸法を定める条例	美浦村が管理する村道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める
	美浦村移動等円滑化のために必要な村道の構造に関する基準を定める条例	美浦村が管理する村道に係る移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
	美浦村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例	公共下水道の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準を定める
	美浦村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例	これまで法令で規定されていた基準の一部について、水道事業者が地方公共団体である場合、条例で定める
	美浦村学校給食費条例	教育行政の一環として実施する学校給食について、保護者等が負担すべき給食費の徴収に関し、必要な事項を定める
条 例 改 正	美浦村区長設置条例の一部を改正する条例	余郷地区に副区長を設置したことに伴う改正
	美浦村障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例	「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へと変更されたことに伴う改正
	美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援審査会委員」を「障害支援区分認定審査会委員」へ変更 ・「男女共同参画計画策定委員会委員」を追加
	美浦村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	平成25年4月からの新たな分別方法により、ゴミの収集が開始されることを受けた所要の改正
そ の 他	専決処分の承認 (平成24年度美浦村一般会計補正予算(第8号))	【補正額】421万2千円を追加 芸術鑑賞会補助金(幼稚園、保育所の5歳児から中学生対象)、スキー宿泊学習補助金(中学1年生対象)交付
	村道路線の認定について	舟子地内路線の村管理委託及び宮地地内、牛込地内の個人所有地への進入路3路線を認定
	公の施設の指定管理者の指定について (美浦村老人福祉センター)	【指定管理者】社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会 【指定期間】平成25年4月1日～平成28年3月31日
	公の施設の指定管理者の指定について (美浦村デイサービスセンター)	【指定管理者】社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会 【指定期間】平成25年4月1日～平成28年3月31日
	公の施設の指定管理者の指定について (美浦村生涯郷土工芸館)	【指定管理者】社団法人 美浦村シルバー人材センター 【指定期間】平成25年4月1日～平成28年3月31日

無線LANの利活用について

飯田 洋司 議員

質問 本年、防災無線LANの運用が始まりますが、今後防災時以外での利活用などありましたら、お伺いします。

答弁（総務部長） 総務省の補助事業ということもあり、目的外には使用できませんが、有効に利活用できるように検討をしていきたいと考えています。

かけることができないか、お伺いします。

答弁（経済建設部長） 村内3カ所の河口に歩道橋の架橋を要望していますが、いまだ実現には至っていない状況です。

湖岸を訪れる歩行者・自転車等の利便性を図るには必要ですが、今後も引き続き阿見町と協議をし、国土交通省に要望をします。

湖岸歩道橋について

質問 平成23年5月に国土交通省に対して行った清明川、大須賀津川、大塚川の河口に橋をかける要望は、その後どうなっているのか。また、国土交通省の可否をまたず、村管理地内部分に歩行者・自転車が通行できるような簡易な歩道橋を



歩行者・自転車の歩道橋を

ICT授業実績教諭について

質問 本村の小学校・中学校で始まったICT授業も、開始から3年を迎えたと思いますが、ICT授業を経験した本村教諭に実績に応じ、ICT教諭としてのあかしである品物、例えばピンバッジ・タイピンなどの贈呈などができないかお伺いします。

答弁（教育次長） 美浦村は平成22年度に、総務省のICT機器を学校教育に導入し、教育効果を上げることとを目的に、絆プロジェクトにより、村内3つの小学校すべてに、事業費約1億5000万円で先進的なICT機器を整備しました。整備が認められた小学校は、全国でわずか34校であり、すべての小学校への整備が認められたのは、唯一美浦村だけでした。

平成23年度から小学校4

年生以上の児童全員が、1人1台のタブレットパソコンを持って活用しています。また、4年生以上の、どのクラスにも電子黒板を備えています。その上に、先生を助け、このようなICT機器を有効に活用するために、ICT支援員を配置しているところ です。

さらに、共同して研究するために、美浦村情報教育研究推進委員会をつくり、ほぼ毎月、担当の先生方に集まっていたら、話し合いを行っています。

ICT教育に特に熱心に活動した先生については、村全員の先生方が集まる美浦村教育研究会、このような場で、年度ごとにその先生方を表彰するというような、別の形で、その先生の努力に報いるというような方法を考えたいと思っています。

ご指摘の制度につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ペットボトルの

集積所回収について

坂本 一夫 議員

質問 江戸崎地方衛生土木組合の焼却炉については、平成元年より使用が始まり、25年がたち、改築・改修、または、新築しなければならぬ時期が来ていると聞いています。

まずは、焼却炉の延命策として、ごみの減量化に向けて、現在の3種類別から、6種類別に変更し、4月1日から始まる新たな分別のうち、ペットボトルの回収方法について、再検討を願う訳です。容器包装の中で一番多いのは、ペットボトルと聞きました。ペットボトルの回収については、近くの集積所回収ではなくて、拠点回収になっています。ペットボトルは、村の指定場所に持っていかねばなりません。なぜ、ペットボトルは、集積所回収ではなくて、拠点回収なので

すか。美浦村民にとりましても、近くの集積所回収の方が理屈に合うと考えますが、なぜ、集積所回収ができないのかをご説明願います。

答弁(経済建設部長)

ペットボトルの回収については、平成13年6月から拠点回収を実施しています。資料配布のとおり、公共施設や販売店店頭等の11カ所に、回収ボックスを設置しています。ペットボトルの回収は、一極集中し、回収ボックス付近に散乱しているという苦情も発生しています。昨年10月ごろから、生活環境課で毎日現地を確認し、回収しています。また、説明会等からも、拠点回収ではなくて、集積所回収に対する要望・意見等もあることも事実です。他方、近隣市

町村の状況を見てみますと、阿見町・牛久市・土浦市・龍ヶ崎市・河内町では、既に集積所回収を行っていることや、拠点回収場所が近くにないため、利便性を高める観点から、今後協議検討したいと思えます。

質問

近所の方からは、「缶・瓶は近くの集積所回収なのに、何でペットボトルだけが拠点回収なのですか」。また、「近隣市町村の回収状況は、どうなっているのか」。その上、容器包装にかかわる分類収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）、ペットボトルの再商品化の義務化、あるいは、環境に優しい美浦村のためにも、高齢化社会に対し、優しい村づくりのためにも、お近くの集積所まで運んでくださいという方が私は優しい自治体じゃないかなと思っています。そのような観点から、集積所回収を強く望む訳ですが、管理者である中島村長の考えをお

聞かせ願います。

答弁(村長)

茨城県44市町村の中では、稲敷市と美浦村が最低の分別方法だったということで、ごみ分別検討委員会を立ち上げて、先進地も視察しました。検討を重ねた結果、新たな分別として、6種類に分別し、4月1日からスタートするわけです。今回の分別方法を、第一段階として、1年間やってみて、どのような結果が出るか、第二段階はどのようにしていくのか、今後の課題であろうと思います。今、ペットボトルは、拠点回収していますが、いずれは集積所回収をしていくようになるかと思えます。



「介護支援ボランティア ポイント制度」について

山崎 幸子 議員

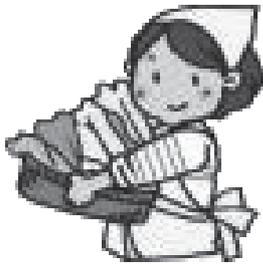
質問 現在、美浦村では介護給付費が年々ふえ続け、これに伴い個人の負担する介護保険料も上がってきています。介護給付費の抑制、予防重視の施策として、全国的に介護支援ボランティアポイント制度の導入が広がってきています。

この制度は、65歳以上の高齢者が介護施設で配膳等のちよつとしたボランティアをすることにより、ポイントを獲得し、そのポイントをみずからの介護保険料に充てることができるという仕組みです。何より、高齢者がボランティアを通して生きがいを感じ、みずからが要介護状態になるのを防ぎ、結果、介護給付費の抑制にもつながります。

そのような介護支援ボランティアポイント制度を、本村でも取り入れたらどうか、見解をお聞きいたします。

答弁（保健福祉部長） 介護支援ボランティアの導入については、ポイントを付与する範囲や、先行自治体の導入効果や問題点などを調査し、総合的に検討していきたいと考えています。

答弁（村長） 介護支援ボランティアポイント制度は、村としても検討を重ね、一番良い制度を確立できたらと思っています。



質問 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティアをすることで生きがいにもなり、自分の介護保険料の足しにもなるのなら、やってみようかなという人も出てくると思います。それで、介護給付費の抑制につながれば非常に良い事だと思います。

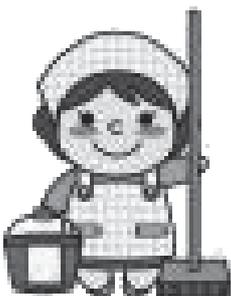
「おたすけ隊」について

質問 最近、買い物や家事等で、困っている人の話をよく聞きます。そこで、高齢者世帯をサポートするための「おたすけ隊」を考えてみてはいかがでしょうか。「おたすけ隊」とは、75歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、掃除や買い物など、ちよつとした困り事を1000円コース（こみ出し・洗濯物の取り込み・電球交換等10分以内で済む用事）、または、500円コース（精米・買い物・手紙の代筆等30分以内

で済む用事）等、手ごろな料金で引き受けるものです。サポートされる方も、有料ならば気兼ねなく依頼できます。高齢者や障がい者をサポートするための「おたすけ隊」をぜひ、検討してみたらどうか、見解をお聞かせください。

答弁（村長） 「おたすけ隊」は、シルバー人材センターの中で、検討材料にしたいと思っています。

質問 ちよつとした頼み事で1時間までは必要ないというようなときに、この「おたすけ隊」は非常に良いものだと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。



物・手紙の代筆等30分以内

リース方式による LEDの導入について

山本 一恵 議員

質問 電力の消費が多い日本では、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として、公共施設や防犯灯へのLED照明の導入は、積極的に検討すべき課題といえます。

LED照明のメリットは、電気代の節約、そして、寿命が長いことです。反対にデメリットは、機器の値段が高いということです。こうした、メリットを生かし、デメリットをなくす手法が、リース方式の活用です。

本村でも平成23年から、防犯灯については新規設置や故障による交換により、順次LED照明に切りかえています。ですが、なかなか進んでいないのが現状です。

防犯灯だけでなく、公共施設のLED照明の導入も、積極的に進めるべきだと思います。現在の設置状況、

LED照明の切りかえ計画、リース方式の導入について伺います。

答弁（総務部長） LED

照明になっていく施設は、安中小学校の体育館、職員室、各教室、幼稚園の玄関と遊戯室、本庁舎は議場、村長室、2階会議室です。今後、本庁舎の耐震化の際に、LED化も検討します。

そして、施設全体での電気使用料が年間数千、百万、メンテナンスで数百万の費用を要することから、節減対策の手段とした、業者切りかえ策にとどまらず、リース方式を選択した場合の負担額と現在の負担額を十分に試算・比較し検討します。

答弁（保健福祉部長） 保

健福祉部内施設は、LED照明を設置していませんが、

今後設置に向けて検討します。

答弁（経済建設部長） 現時点での防犯灯のLED照明の設置状況は、72基となっています。

平成25年度の重点事業として、未整備の2758基すべてをLED照明に交換することとし、リース方式ではなく、村内の業者に依頼する予定です。これにより電気料金、修繕料が削減され、おおむね6年後には採算がとれる見込みとなります。

答弁（教育次長） 平成25年度事業として、学校施設環境改善交付金を活用し、木原小学校の普通教室、職員室、体育館、大谷小学校の普通教室、職員室、体育館、美浦中学校の体育館をLED照明に切りかえる予定です。

また、社会教育施設についても、順次LED照明にしていく考えです。

答弁（村長） 防犯灯のLED化については、他の自治体では、設置や電気料金など半分を地域で負担するところがありますが、本村ではすべて村で負担している。なので、一律でできると思っています。

交換についても、長年地元業者をやっていたので、引き続きお願いができればと考えています。学校関係については、国の交付金が決定次第、進めていきたいと思っています。



LED照明への切りかえを

美浦村職員の

給与水準について

下村 宏 議員

質問 国は復興財源捻出のために、2年間臨時的に国家公務員の給与を7・8%引き下げました。

政府はこれに準じて、地方公務員の給与を削減するよう要請をしています。

そこで、美浦村のラスパイレス指数の数値と県や近隣市町村の指数をお尋ねします。また、この政府の要請に対して、県や各市町村はどのような対応をしているのか、美浦村はどう対処していくのか。村長の考え方をお尋ねします。

答弁（総務部長） 国家公務員の給与を100としたとき、地方公務員は全国平均で107ポイント、県は109・4ポイント・市町村平均では105・3ポイントの数値を示しています。本村は106・6ポイント

で、国の減額措置前は98・4ポイントです。

職員の給与は、平成17年度以降毎年削減の改定を、特殊勤務手当（国には27種類ある）、旅費手当の廃止、管理職手当の20%削減を村独自で実施しています。また、村では地域手当の支給もしていません。

答弁（村長） 村は、数年かけて職員の数も減らし、諸手当も削減しています。県の町村会でも、9名の県選出国会議員に対して、「地方公務員の給与は地方自治体で自主的に決定すべき旨の要望書」を提出していますが、近隣市町村と連携の中で、方向性を定めていきたいと考えます。

緊急通報システムの適用基準について

質問 高齢化が進む中、ひとり暮らしや老夫婦世帯の方がふえています。現在適用になっている世帯数と緊急通報システムの適用基準をお尋ねします。また、年齢に関係なく、単身の障がい者は何人くらいいるのか伺います。

ひとり暮らしや老夫婦世帯、そして、障がい者の単身世帯が安心・安全に暮らすためにも、この緊急通報システムを適用させていただけないものか、お伺いします。

答弁（保健福祉部長） 住宅内での急病や事故時に、機器のボタンを押すことで稲敷広域消防本部に通報できるシステムを24年度から実施しています。しかし、要綱では、70歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象とし、機器の設置については、

地区民生委員の意見書が必要となっております。

住民基本台帳では、75歳以上の単身世帯は350世帯で、うちシステムの設置世帯は60世帯です。障がい者の単身世帯は、住民基本台帳で139世帯となっております。実際の生活状況は把握できていません。今後は、障がい者の実情を把握して、現在の要綱の見直し等も含め、総合的に検討を行い、日常生活に不安なく安心して暮らせるよう進めていきます。



デマンドタクシー

さらなる改善を

岡沢 清 議員

質問 予約システムの改善

(予約時間の1時間延長・当日予約の可能)、運行車両の変更(ワゴン車1台の採用)、運行時間(1時間ごと)の運行便・1日8便といった改善策が講じられました。さらに稼働率の設定、複数の事業者への委託、予約受付オペレーター、技術レベルアップ、運行データの把握・分析についてどのように考えているのでしょうか。

答弁(保健福祉部長) 1

日8便、2台出発の条件で延べ16便が(フルの)稼働率と考えています。予約受付オペレーターについては、予約の受付に適した人材を配置するよう指導しました。デマンドタクシー運転手について、委託事業者に、さらなる社員教育をするよ

う指導しています。

答弁(村長) 複数の会社

に参加してもらおうということは、いいことだと思っています。一つの会社ではなくて、デマンドとしての複数の会社が立ち上げてやっていくのであれば、一番理想的なものができるだろうと思っております。今は、1年ごとの契約なので、来年度に向けて、いろいろな意見も踏まえ、事業者や陸運事務所とも詰めていきたいと思っております。

生活保護支給引き下げの影響について

質問 生活保護支給基準引き下げに連動する、就学援助制度や国民健康保険税・介護保険料の減免制度などについて、これまでどおりに対応していただきたいと考えますが、どのように対応するのでしょうか。

答弁(保健福祉部長) 国民健康保険税の減免及び一部窓口負担金の減免・徴収猶予について、近隣市町村の動向を参考にし、適切な減免が行われるよう、今後検討します。介護保険料の減免・徴収猶予については、生活保護費が算定基準になつていませんので、国の生活保護費の削減に関連はありません。

答弁(教育次長) 生活扶助基準が見直しされること

によって、就学援助制度に



についても、その影響を受ける制度の一つです。国は、「国の制度については、生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考えとする」という考え方を示しています。こうしたことから、準要保護世帯の認定基準を緩やかにするということについては、国からの依頼の趣旨も考慮しつつ、他市町村の動向も見きわめながら、美浦村としての対応を検討したいと考えています。

公民館の文化的役割の

拡大について

林 昌子 議員

質問 文化的役割の拡大とは、公民館の大ホールについてです。大ホールで行われている講演会・映画鑑賞会等におけるチケット代の金額は、高くても1000円前後で抑えた事業の内容と認識しています。そこで、文化芸術面に限っては、例えば2000円、3000円払っても住民の心をいやし、あすへの活力となる英気を養えるものであれば、企画してもよいのではないかと考えるわけです。より多岐にわたる活動を展開できる施設へと望む上で、規制緩和が必要であると考えます。見解をお伺いいたします。

答弁（教育次長） 市町村が設置する公民館は、目的・事業・運営方針が社会教育法に規定され、同法に

基づき、運営しています。営利を目的とした事業、特定の政党の利害に関する事業、特定の宗教を支持する事業を行ってはならないといった制約があります。そこで、他市町村の例をみますと、営利目的の事業が可能となる方法があるようです。しかし、本村では、国民年金還元融資資金を財源として、公民館を建築しました。財源の関係上、位置づけを変えてしまうことに、問題が出てこないかというところもあるかと思いません。そうした、多方面の検討が必要になってくるかと考えています。

住民の視点に立ち、検討を進めたいと考えます。

AEDの住民講習について

質問 心肺停止患者の心臓に、電気ショックを与えて救命するAED、いわゆる自動体外式除細動器を公共施設に設置及び貸し出しを行い、村民の救急救命の対策に力を入れています。しかし、器材があっても、使えなければ意味がありません。そこでお尋ねいたします。

- ① 村内AEDの利用状況、貸し出しも含め、その現状
- ② 村の講座で、多くの方に受講できる機会の提供を検討できないか
- ③ 中学生への講習会の実施ができないか

答弁（総務部長） ①②についてお答えします。学校・役場を含む主な公共施設11カ所にAEDをリース方式で設置し、緊急時の対応に備えています。しかし、

これまで貸し出しも含め、1件も利用されていないといった現状です。

心肺蘇生法とAED使用法を組み合わせた講習会の実施は、江戸崎消防署美浦出張所に問い合わせたところ、1回10名程度であれば、署において講習を行うそうです。個人であっても、連絡いただければ指導させていただきます。この講習については、広報紙やホームページを通じて、今後周知を図りたいと考えています。

答弁（教育次長） ③についてお答えします。美浦村の小中学校教職員91名全員が、心肺蘇生法・AEDの操作研修会を修了しております。提案の中学生への講習の実施については、既に中学校と、協議を進めており、平成25年度中には研修を行うことができるものと思っております。

議会運営委員会
視察研修報告

視察日

平成25年1月24日～25日

視察先

・福島県安達郡大玉村議会

・福島県大沼郡会津美里町議会

視察目的

現在議会で、検討・協議を進めている、議会改革及び活性化について、先進議会を研修することにより、今後の議会改革及び活性化の推進に向けた取り組みの参考にする。

視察内容

大玉村とは、平成24年8月に「災害時相互応援協定」を締結し、同年11月5日には、大玉村議会総務文教常任委員会が、視察に本村を訪れました。

大玉村議会は、平成20年9月、村では日本で最初に

議会基本条例を制定しており、議会活性化策として、一問一答方式の導入や青年議会・女性議会・子ども議会を毎年開催して、議会への理解と関心を深めてもらうよう努力しています。

研修当日は、ご多忙の中、大玉村の浅和村長も同席されて、大玉村の紹介や現在進めている再生可能エネルギー利用促進等についてご説明いただきました。



大玉村保健センターにて

会津美里町議会は、「開かれた議会、行動する議会、勉強する議会」をスローガンに、平成21年1月より福島大学と連携した「議会活性化のための研修会」を継続的に実施し、議員全員の資質向上を図り、行動する議会として、行政へ政策提言を行っていきます。また、議会は討論の場であることを確認するため、一つの課題について、最初に議員が意見表明を行い、その後賛成・反対討論を述べ合うなど、議員間の自由討論を充実させていきます。スローガンにのっとり、とても前向きな議会活動を行ってました。

両町村の議会活動を研修し、議会が変わるための議会活性化策や議会改革について、検討する課題は多くあります。本村議会でもまずは、取り組めるものからと、一般会議「むらづくり懇談会」を、2月6日に村商工会とまちおこしのブラ

ンド化の推進やPRについて、もし物産館が建設されるとしたらどのような協力ができるかや、後継者不足問題についてなどの意見交換会を開催しました。

人口減少化、少子高齢化など村の課題はとも多岐に及ぶ中、議員みずから動き出し、住民のニーズを、村政に反映させる機動的議会にする必要があると考えます。

また、議員みずからが外へ出て住民の声を聴き、政策提言につなげることが、人と自然が輝くまち美浦、活気あふれる美浦を実現させるのだと思いました。



会津美里町での意見交換会

**厚生文教常任委員会
視察研修報告**

視察日

平成25年1月29日～30日

視察先

- ・笠間市児童館「笠間キッズ館」
- ・北茨城市教育委員会
- ・笠間市「笠間クライナガルテン」

視察内容

本村では平成25年度から大谷時計台児童館、木原城山児童館で、指定管理者制度が導入されます。今回、指定管理者制度導入の現状について、笠間市に昨年新設開館した「笠間キッズ館」を視察しました。

「笠間キッズ館」は、健全な遊びを提供する中で、心身の健康を増進し、情緒を豊かにすることを目的としており、同時に育成機能を有するので、子育てに不安を持つ保護者に対して相

談等も受け、子育て支援の充実も図っています。スタッフは、常勤4人、非常勤3人、非常勤美化係1人、子育て支援非常勤5人の13人で、1日6人から7人のシフト制で対応しています。そして、ボランティアの方などを招き、月に1度スポーツチャンバラ、将棋等、来館者の要望により読み聞かせ、紙芝居、マジックなどのイベントも随時実施しています。

利用者は、0歳から18歳までの乳児から高校生と保護者を対象にしており、時間内であれば、基本的に自由に利用することができま

す。利用方法は、小学生の場合、一度自宅に帰宅してから来館し、帰宅時間を記入してから入館します。利用人数は、平日70人から120人位の利用があります。

本村児童館での指定管理者制度の導入に当たっては、利用している保護者の方から、「今までの行事やサー

ビスが受けられるか心配だ」という話を聞きます。指定管理者制度が導入されても、これまで以上の事が受けられるよう望みますし、行政と常に話し合いを持ち、期待に応えなければならぬ



笠間キッズ館にて

次に、防災安全教育を学ぶため、東日本大震災で大きな被害を受けた、北茨城市教育委員会を視察しました。

北茨城市は、東日本大震災で死者も出ている地域です。新たに危機管理の整備を見直していました。大津波を想定した高台への避難児童たちの保護者への引き渡し、登下校中、大津波警

報が発令されたら、どこへ避難するか、時と場所を選ばない、自分の置かれている状況で、どう行動すれば安全が確保できるか、状況適応力を育てることに力を入れていました。

本村でも、学校に限らず、防災意識の高揚に努める必要があると思います。

今回の視察を通して、実情を考慮し、各分野で積極的に取り組んでいかなければならないと思いました。



防災安全教育の大切さとは

指定管理者制度とは
民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節減を図ること

行政視察受け入れ

1月31日、福島県石川町議会文教厚生常任委員会の関根武一委員長及び大野峯議長ほか4名の議員と随行職員あわせて8名が、行政視察のため、本村を訪れました。

当議会からは、正副議長、厚生文教常任委員長、村からは中島村長、総務課職員あわせて6名が同席し、本村の自主防災活動について、研修を行いました。



自主防災活動での意見交換

研修の中で、東日本大震災を教訓に、災害の防止または軽減を図る上で、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことが必要となる自主防災組織の大切さについて、活発な意見交換が行われました。そして、石川町での防災への取り組みについての話も伺い、お互いより良い防災活動につなげていこうと意識づけ合いました。

石川町議会文教厚生常任委員会の皆さま、ありがとうございました。



美浦村役場前にて

タブレット端末研修会

3月6日、議会定例会終了後、議員14名と執行部が参加し、タブレット端末研修会を行いました。

この研修会は、東日本大震災時に、情報配信基盤が不十分だったため、住民への情報の周知が十分にできなかった課題が生じたことにより、情報通信技術の活用を通じて、効率的・効果的に解決する手段として、「災害に強い情報連携システム」を構築したことに伴い行われたものです。

「災害に強い情報連携システム」は、災害時における住民等への情報提供を迅速かつ正確に行い、更に役場と避難所との双方向の情報送受信を実現するための環境整備を整えるものです。そこで、役場庁舎内をWiFi化し、住民に開放するとともに、それを活用することによる議会資料等のペーパーレス化推進のため、

め、タブレット端末の導入へと現在進行しているところですが。

研修内容は、日々のスケジュール管理など、基本的な操作方法を、スクリーンを見ながら行いました。

タブレット端末導入に向けての、第一歩となる研修会となりました。



議会改革の第一歩として

議員活動

2月	5日	農業再生協議会
	6日	一般会議(むらづくり懇談会) 龍ヶ崎地方衛生組合出納検査
	12日	江戸崎地方衛生土木組合議会全員協議会
	13日	龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会
	14日	町村自治功労者表彰式
	15日	後期高齢者医療広域連合議会定例会
	19日	町村議会議員自治研究会
	20日	稲敷地方広域市町村圏事務組合議会定例会
	21日	龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会 教育研究発表会
	22日	江戸崎地方衛生土木組合議会定例会
	23日	陸平縄文フォーラム
	25日	稲敷地方航空騒音公害対策協議会懇談会 農業委員会定例総会 議会地方自治研究会
	26日	園児・児童の芸術鑑賞会 江戸崎地方衛生土木組合出納検査
	27日	予算内示会 議会全員協議会 議会運営委員会
28日	人材育成推進協議会	

3月	5日	例月出納検査
	6日	議会定例会 タブレット端末研修会
	7日	議会地方自治研究会 各常任委員会
	8日	議会定例会 議会広報公聴委員会
	11日	タブレット端末研修会 東日本大震災二周年追悼・復興祈念式典
	12日	美浦中学校卒業式 予算審査特別委員会
	13日	予算審査特別委員会
	14日	稲北地区青少年育成市町村民会議連絡会研修会
	15日	美浦幼稚園卒園式 議会全員協議会

	18日	議会定例会 議会地方自治研究会
	19日	各小学校卒業式
	22日	青少年育成環境巡視活動及び理事会・幹事会
	24日	防災訓練 陽春の集い
	25日	地域公共交通会議
	26日	江戸崎地方衛生土木組合出納検査 農業委員会定例総会
	28日	国民健康保険運営協議会 人材育成推進協議会
	29日	教員転出者人事発令通知書交付式

4月	1日	教員転入者人事発令通知書交付式
	2日	例月出納検査
	5日	江戸崎地区更生保護サポートセンター開所式
	6日	陸上自衛隊武器学校観桜会
	9日	各小学校入学式
	10日	美浦中学校入学式
	11日	美浦幼稚園入園式 春の全国交通安全運動キャンペーン
	12日	シルバー人材センター理事会 市町村長・市町村議会議長会議
	14日	木原城山まつり
	16日	議会地方自治研究会
	17日	議会広報公聴委員会
	19日	県南町村会監査
	24日	江戸崎地方衛生土木組合施設整備検討委員会
	25日	群馬県議会文教警察常任委員会視察研修 受け入れ 農業委員会定例総会
26日	例月出納検査	
30日	江戸崎地方衛生土木組合出納検査	



議会を傍聴してみませんか



- 役場1階のロビーでも本会議の実況をご覧になることができます
- 会議録や議会だよりなどホームページに掲載しています
- 議会だよりについてのご意見・ご要望をお待ちしています

お問い合わせ先

議会事務局

☎ 029-885-0340 内線 301・302

E-mail gikai@vill.miho.lg.jp

URL <http://www.vill.miho.lg.jp/gikai/index.htm>

議会広報公聴委員会

委員長	山本 一恵	副委員長	坂本 一夫	委員	下村 宏
委員	富田 隆雄	委員	山崎 幸子	委員	椎名 利夫
委員	飯田 洋司	委員	岡沢 清	委員	塚本 光司